

## 奈良県立医科大学における実習生の受入れに伴う取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良県立医科大学（以下「大学」という。）において、専修学校等のカリキュラムの一環として、学生を実習生として受け入れる場合についての取扱いを定めるものとする。

なお、この要領は、「奈良県立医科大学附属病院における実習生の受入れに伴う取扱要領」（平成19年4月25日制定）に定める実習生以外を対象とする。

(受入手続)

第2条 専修学校等の長は、学生の実習の受け入れを大学に依頼しようとするときは、次に掲げる事項を記載した実習生受入申請書（第1号様式）により、学長に申請しなければならない。

- (1) 実習生の氏名
- (2) 実習の受入希望期間
- (3) 希望する実習の内容
- (4) その他学長が必要と認める事項

2 学長は、前項の規定による受入申請があった場合において、大学で行う教育・研究活動に支障がなく、かつ、実習生の受け入れを適当と認めた場合には、実習を承認することができる。

3 学長は、前項の規定により受け入れを承認するときは、専修学校等の長に、実習受入承認書（第2号様式）により通知するものとする。

(受入期間)

第3条 前条第2項の規定により承認された実習の期間は、原則として1会計年度を超えないものとする。

(費用の徴収)

第4条 専修学校等の長は、実習生の受け入れに伴う費用として、次に掲げる施設利用料を、学長の定める期日までに納入しなければならない。但し、奈良県立の養成機関にあっては、この限りではない。

- 一 系統解剖学実習の場合  
1人1回につき1,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 二 その他の実習の場合  
1人1月につき10,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 前項の規定にかかわらず、専修学校等が受け入れに伴う費用として、前項の施設利用料の額を超える額の納付を申し出た場合については、学長は、当該申出に係る費用の額を前項の施設利用料として受け入れるものとする。この場合においては、第2条第3項に規定する実習受入承認書に、当該申出に係る費用の額を施設利用料として記載するものとする。

(遵守事項)

第5条 実習の承認を受けた専修学校等の学生は、大学において実習生の受け入れを担当する教職員の指示に従わなければならない。

2 前項のほか、実習生受け入れの承認を受けた専修学校等の学生は、大学の諸規則を遵守し、実習により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(実習の取消等)

第6条 前条の規定に違反したとき又は大学における教育・研究活動上実習生の受け入れ継続が困難となったときは、学長は、実習生の受け入れを停止し、又は第2条第2項の承認を取り消すことができる。

2 学長は、前項の規定により実習を停止し、又は受け入れの承認を取り消すときは、専修学校等の長に通知するものとする。

この場合において、専修学校等の長は損害賠償等の責任を大学に求めないものとする。

(終了報告)

第7条 専修学校等の長は、実習生受け入れを終了したときは、遅滞なく、学長に、実習終了報告書（第3号様式）により報告しなければならない。

但し、系統解剖学実習の場合は、終了報告を省略することができる。

(事務)

第8条 大学における実習生の受入に関する事務は、学務課で行う。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、実習生の受け入れに関し必要な事項は、学長が定める。

附則

この要領は、平成19年7月25日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。